

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

合併協議会ニュース

編集・発行 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局
住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL(0133)76-1101 FAX(0133)72-5990
e-mail ishikari1@ishi3-gappei.jp
URL http://www.ishi3-gappei.jp

第8号

平成16年1月21日発行

合併協議会は、合併の判断材料として「合併するとした場合の姿」を協議する組織です。

“今までどおり変わらないこと”も重要な判断材料の1つです。



はじめに
ごらんください

「石狩市の制度に合わせる」という表現は、「3市村が同じ事務を行っている場合」や「石狩市が行っている事務で、厚田村・浜益村に該当する事務がない場合」などに使われております。

この表現が多く使われているため、編入合併だから石狩市に合わせていると誤解されるかもしれませんが、自治体の事務の多くは法律で定められたもので、事務の内容に大きな違いはなく、新市において新しい制度をつくる必要がないため便宜上「石狩市の制度に合わせる」としているものです。

除雪関係

3市村に大きな違いがないため、合併しても今までどおりの出勤基準で除雪が行われます。出勤の目安は「10cm以上の積雪あるいは、降ることが予想される場合」で、吹き溜まりなど地域の実態を考慮した除雪を行うこととなります。

石狩市雪対策市民協議会

この協議会は、市民と市が協力して、より良い雪対策を考えるために設置された協議会です。市内に在住または通勤・通学する20歳以上の方なら誰でも参加できます。合併した場合は厚田・浜益の方も新市の住民として参加することとなります。

建設関係・公営住宅関係

石狩市と厚田村にある土地開発公社については、厚田村土地開発公社は解散し、石狩市土地開発公社に引き継がれます。

公営住宅の計画的な建替えを行う「ストック計画」は、石狩市と厚田村で実施されています。安全で衛生的な生活を送れるようにするため、新市においても現在の計画を尊重しながら、浜益を含め新しい計画をつくることとなります。

港湾施設関係・都市計画関係・幼稚園関係

石狩市で該当するものなので、石狩市の制度を引き続き適用します。

情報関係

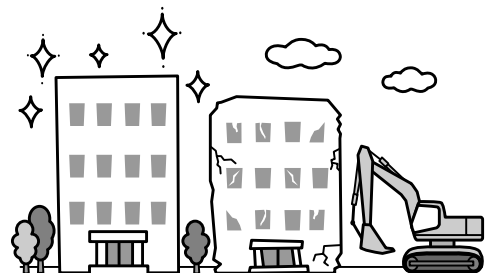
石狩市と浜益村で実施している情報公開制度は、厚田村でも文書の整理を行い、合併時から実施することとなります。

第7回協議会の内容

第7回協議会は、平成15年12月25日（木）に行われました。

各種事務事業の取扱いについて10件の協議を行いました。農業・水産業・林業関係の3件の議案が次回に持ち越されることになりました。

この3件に共通する項目のうち、「産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付けする制度を新市においてどのように残していくのか」「厚田村・浜益村が加入している団体に引き続き加入するかどうか」などについて取扱いを整理し、次回の協議会で提案し協議していただくこととなります。



新市のまちづくりの将来像

新市のまちづくりの基本理念

自立・共生・協働によるまちづくり

新市の将来像

活気あふれるホームタウン・いしかり

～人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン～

新市将来構想とは

『新市将来構想』とは、現在の3市村（石狩市・厚田村・浜益村）を一体的なまちと想定した将来ビジョンであり、地域の特性や課題の把握と検討から、合併するとした場合の新市がめざす大きな方向性を示すものです。

今後その方向性をもとに、新しいまちづくりの実現に向けて、より具体的な計画を作成することとなります。



新市のまちづくりは、活気に満ちた中でも、落ち着きと安らぎ、誇りと愛着を持ち、「いつかは帰りたい」「一度は暮らしてみたい」と思わせるようなまちに育てることをめざします。

新市は人、自然、歴史が大切にされ、いつまでも輝きつづけるようなまちとして発展することが望まれます。

新市のまちづくりの方針

～新市の将来像の実現に向けた「5つのテーマ」～

テーマ 「しっかり！暮らしの基盤」

新市の均衡ある発展と安全、快適なまちをめざす。

テーマ 「はつらつ！日々の暮らし」

市民が毎日をはつらつと過ごすことができるまちをめざす。

テーマ 「もりもり！まちの活力」

経済的自立性を高め、元気で活力のあるまちをめざす。

テーマ 「きらきら！風、みず、みどり」

豊かな自然と快適な環境を良好な状態で残すようなまちをめざす。

テーマ 「すこやか！みんなの心とからだ」

歴史、文化の保存継承と新しい市民文化の創造をめざす。

～新市のまちづくりのための基本理念を具体化した「3つの原則」～

原則 「地域の輝きを大切に」

「共生」実現のため、地域の輝きを大切にしたまちづくりを推進。

原則 「一人ひとりが主人公」

「協働」実現のため、市民参画や情報公開、男女共同参画を推進。

原則 「しなやかな行財政体制」

「自立」実現のため、柔軟性と強さを併せもつしなやかな行政体制の確立。

第7回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会議案

報告	項目	協議結果
報告第1号	新市建設計画小委員会経過報告	承認
報告第2号	地域自治組織等小委員会経過報告	承認
報告第3号	議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	承認
協議	項目	協議結果
協議第1号	各種事務事業の取扱い(情報関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25
協議第2号	各種事務事業の取扱い(農業関係)	継続
協議第3号	各種事務事業の取扱い(水産業関係)	継続
協議第4号	各種事務事業の取扱い(林業関係)	継続
協議第5号	各種事務事業の取扱い(建設関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25
協議第6号	各種事務事業の取扱い(除雪関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、全国積雪寒冷地帯振興協議会については、新市において加入するものとする。	15.12.25
協議第7号	各種事務事業の取扱い(港湾施設関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25
協議第8号	各種事務事業の取扱い(公営住宅関係)	確認
	・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25
	・公営住宅管理のうち、駐車場使用料については、現行のとおりとする。	
	・単身者住宅管理については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。	
協議第9号	各種事務事業の取扱い(都市計画関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25
協議第10号	各種事務事業の取扱い(幼稚園関係)	確認
	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	15.12.25

小委員会の協議状況

新市建設計画小委員会

新市のまちづくりの将来像となる「新市将来構想(案)」を確認しました。

地域自治組織等小委員会

第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に提出された「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について議論を深めました。

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

議会議員の定数と任期について、2つのパターンを検討・協議しています。

1. 合併後、地方自治法等に基づき、条例を改正し、厚田村・浜益村に選挙区を設けて、議員定数を30人とするパターン。
2. 議員定数26人は変わらないが、合併特例法を適用し、石狩市議会議員の任期中(平成19年5月10日まで)は、3市村の議員(50人)が在任するパターン。

会議の開催日程等について

第8回協議会は1月30日(金)13:00から、厚田村総合センターで開催されます。

第9回協議会は2月27日(金)13:00から、浜益村交流センター「きらり」で開催されます。

協議会に関するお問合せは合併協議会事務局のほか、各市村企画担当までご連絡ください。

石狩市企画調整課 TEL 0133-72-3161
厚田村まちづくり推進課 TEL 01337-8-2011
浜益村総務企画課 TEL 013379-2111

合併に関するご意見・ご質問を募集しています

合併に関するご意見・ご質問がありましたら、FAX・電子メールなど形式を問わず、受け付けしております。

紙面・ホームページによりお答えしていきます。

合併協議会は傍聴できます。

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。(当日受付)

会議録を公開する場所

石狩市

- ・石狩市役所
- ・石狩市民図書館
- ・石狩市民図書館花川北分館
(花川北コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館花川南分館
(花川南コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館八幡分館
(八幡コミュニティセンター内)

厚田村

- ・厚田村役場
- ・厚田村総合センター

浜益村

- ・浜益村役場
- ・浜益村交流センター(ふれあいセンターきらり)

- ・石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局(石狩市役所3階)
- ・閲覧時間については、各所の執務時間又は開館時間となっております。